

舞鶴市動画共有サイト「YouTube」
運用要領
平成 27 年 11 月

舞鶴市役所 広報広聴課

(目的)

第1条 ふるさと舞鶴に愛着を持つきっかけや交流人口の拡大、舞鶴ファンの獲得のため、動画共有サイト YouTube を活用して舞鶴市の魅力や市政情報などを動画発信することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) YouTube(ユーチューブ) : YouTube, LLC が運営するインターネット上の動画共有サービス。
- (2) チャンネル : 舞鶴市が投稿した動画をリスト化した専用ページ。
- (3) アカウント : YouTube を運用するために取得した権利およびユーザー名。
- (4) コメント : 舞鶴市が投稿した動画に対して意見や質問を入力できる機能。

(運営主体)

第3条 舞鶴市の動画共有サイトの運用については、次のとおりとする。

- (1) ソーシャルメディア : YouTube (ユーチューブ)
- (2) YouTubu (ユーチューブ) チャンネル名 : 舞鶴市公式ムービーチャンネル
- (3) アカウント名 URL :

<https://m.youtube.com/channel/UCIf30h0-liUGpf8iyyvffSQ>

(アカウント運用者の明示)

第4条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として YouTube(ユーチューブ) のアカウントを、市ホームページ上に明示する。

(運用管理責任者)

第5条 運用管理責任者は広報広聴課長とする。

(投稿内容)

第6条 舞鶴市のイベント情報や市政情報など、市を魅力的に PR する様々な動画を配信する。

(投稿時の注意事項)

第7条 動画の内容が以下のいずれかに該当する場合は動画の投稿を行わない。

- (1) 公序良俗に関する内容
- (2) 人種、思想、信条、居住、職業などで差別する発言、差別を助長させる内容
- (3) 違法行為をあおるような内容
- (4) 舞鶴市または第三者を誹謗中傷し、名誉もしくは信用を傷つける内容
- (5) 政治活動、選挙活動、宗教活動またはこれらに類以する内容
- (6) 違法な情報やわいせつな内容
- (7) 商品、店舗、会社の宣伝など商業営利目的の内容
- (8) 舞鶴市または第三者の著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害する内容
- (9) ギャンブルに関する内容
- (10) 暴力団に関する内容
- (11) 舞鶴市の品位を傷付け、又は傷付けるおそれのあるとき
- (12) その他、動画の公開に適さないと認めるもの

(投稿方法)

第8条 広報広聴課長あてに、「様式1 動画投稿申請書」を提出すること

(運用制限)

第9条 舞鶴市公式ムービーチャンネルにおいて、視聴者がコメントを投稿できる機能は設置しません。

(知的財産権)

第10条 掲載している個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する著作権、商標権等の知的財産権は、舞鶴市に帰属する。また、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製、転用することはできない。

(法令遵守)

第 11 条 情報発信にあたっては、法令、規定及び舞鶴市ソーシャルメディア等の運用に関する基本指針、この運用規定を遵守するとともに、舞鶴市職員としての自覚と責任を持った情報発信を行う。

(免責事項)

第 12 条 当ページを利用することで生じた直接、間接的な損失について、ページ運営者は一切責任を追わないこととする。また、予告なく運用方法の変更や見直し又は当ページを閉鎖する場合がある。

(その他)

第 13 条 その他、要領の実施について必要な事項は、広報広聴課と情報の発信に関係する課長が協議して別に定めるものとする。

付則

この要領は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

【別紙1 動画投稿申請書】

「舞鶴市公式ムービーチャンネル」登録申請書

舞鶴市動画共有サイト「YouTube」に関し、下記のとおり申請します。

(申請日)

平成 年 月 日

記

申請区分	新規・更新・削除 (該当に○)
所属・申請者	課 係 担当： (内線：)
動画名称	
動画内容	
再生時間	分 秒
制作者	
その他連絡事項	

※全てご記入ください。

【注記】

1. 提出する前に、肖像権・著作権侵害などのチェックを十分に行ってください。
2. 公開した動画によるトラブルは、投稿者において解決してください。
3. 本申請書を広報広聴課で受領後、掲載の可否を決定します。
4. 更新又は削除の申請の場合は、「その他連絡事項」欄に、変更内容又は削除理由を記載してください。
5. 新規及び更新の申請者が在籍しなくなった場合でも、原則、削除申請があるまで掲載を継続します。
6. 広報広聴課において、誤りや公開目的を損ねる部分等を確認した場合は、削除申請がなくとも削除します。

広報広聴課審査結果	可 ・ 否
動画番号	
処理日	平成 年 月 日